190816

通いの場拡充に専門職の関与・ポイント付与・PDCA を推進

厚生労働省は「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」の中間取りまとめを行いました。論点は「一般介護予防事業等に今後求められる機能」「専門職の関与の方策等」「PDCA サイクルに沿った推進方策」の３つです。論点ごとに示された「今後の方向性」の主なものは次の通りです。

（１）一般介護予防事業等に今後求められる機能

○通いの場を魅力的なものとし、効果的・効率的な介護予防を進めるため、年齢層や性別、関心、健康状態などに応じて参加できるよう、類型化も検討。介護保険の財政的支援のあるものに限らず、次のような取組も通いの場として明確化する（図1参照）

-介護保険の担当以外の部局が行う、スポーツや生涯学習に関する取組、公園や農園を活用した取組など介護予防につながる取組

- 民間企業や社会福祉協議会など多様な主体と連携した取組（7/8レポート参照）
- 医療機関や介護保険施設等が自主的に行う取組
- 有償ボランティアなどいわゆる就労に類する取組

○通いの場に参加していない高齢者のうち、支援が必要な者を把握し、必要な支援につなげる方策についても引き続き検討

【図１ 新潟市の「地域の茶の間」】

○自治体において多様な主体と連携し、既存の取組も含め分野横断的に進めるための体制の構築を進める

○通いの場を始めとする介護予防の取組への参加促進を図るためのポイント付与については、個人へのインセンティブになるとともに、参加者のデータ収集にもつながる。通いの場に限らず、幅広い取組が対象となることを明確化し、更に推進していく

○担い手としての参加など役割がある形での取組も更なる推進を図るとともに、有償ボランティアの取組についても推進を図る

○更なる推進方策については、引き続き検討を進め、広報等を積極的に行っていく

（２）専門職の関与の方策等

○通いの場における医療専門職の関わり方の一つとして、現場において連携した取組が更に推進されるよう検討を進める

○医療関係団体や医療機関等との連携事例把握を進め、具体的連携策についてモデル事業を行い、自治体へ実施方策を提示

○医療関係団体と連携し、取組事例の紹介などを通じ、地域リハビリテーション活動支援事業の更なる活用促進を図る

○通いの場が住民主体で進めるものであることに留意しつつ行う

【図２ 保険者機能強化のスキーム】

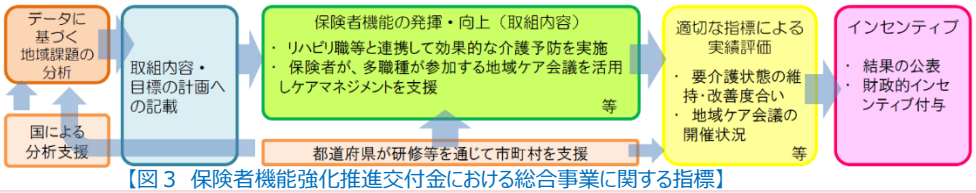

【図３ 保険者機能強化推進交付金における総合事業に関する指標】

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 （6）介護予防／日常生活支援	配点
① 介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	10点
② 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立て、その見込み量の確保に向けた具体策を記載した上で、計画1年目のサービス量を確認しているか。	10点
③ 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	10点
④ 高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	10点
⑤ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か（【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】等） ア 通いの場への参加率が○%（上位3割） イ 通いの場への参加率が○%（上位5割） ※ア又はイのいずれかに該当すれば加点	ア10点 イ10点
⑥ 地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	10点
⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。	10点
⑧ 住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか（単なる周知広報を除く。）	10点

（３）PDCAサイクルに沿った推進方策（図2・3参照）

○プロセス指標やアウトカム指標の在り方について検討。評価指標を検証できるよう、地域包括ケア「見える化」システム等のデータ整備やシステムの活用方策についても検討を進める

○一般介護予防事業を含む介護予防に関する事業全体のPDCAサイクルに沿った推進方策の制度的な対応を含め更に検討

○介護保険における自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金の指標と上記のプロセス指標やアウトカム指標とが、整合が取れたものとなるよう更なる検討を進める

委員は中間報告の案を大筋で了承しましたが、委員から懸念の声が上がったのがポイントの付与についてです。この施策が、真に介護予防に寄与するのか疑問符が投げかけられています。また「インセンティブ交付金」と呼ばれる「保険者機能強化推進交付金」と新たな施策がより強固に連動することになれば、「通いの場への参加」という手段が目的化するという過ちを犯しかねません。介護保険制度の持続のために通いの場へ参加したり、ボランティアの担い手になることなどあり得ません。「参加させる」のではなく「参加したい」場づくりが本来めざすべき方向です（7/8レポート参照）。